

仕 様 書 (高圧)

1 概 要

- (1) 需要場所 別添資料 1－①のとおり
- (2) 住所 別添資料 1－②のとおり
- (3) 業種及び用途 別添資料 1－③のとおり

2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

- ア 電気方式 別添資料 2－①のとおり
- イ 標準電圧 別添資料 2－②のとおり
- ウ 計量電圧 別添資料 2－③のとおり

注：計量電力量でもって、従量料金を算出するため、供給者の負担により、計量器が使用可能な状態を維持するものとする。 ※現行計量器は関西電力送配電株式会社設置

- エ 標準周波数 別添資料 2－④のとおり
- オ 受電方式 別添資料 2－⑤のとおり
- カ 発電設備

- (a) 非常用発電設備 別添資料 2－⑨のとおり
- (b) 常用発電設備 別添資料 2－⑩のとおり

- キ アンシラリーサービス料金対象容量 別添資料 2－⑪のとおり

- (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 各月の契約電力（常時電力） 別添資料 2－⑫のとおり
- イ 契約電力（予備電力） 別添資料 2－⑬のとおり
- ウ 予定使用電力量 別添資料 2－⑭のとおり

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることが出来るものとする。

- (3) 契約使用期間

令和 7 年 4 月 1 日 0 時から令和 8 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

- (4) 需給地点

別添資料 2－⑮のとおり

- (5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

- (6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の所有とする。

- (7) 検針日及び計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量期間は、前月検針日の 0 時から当月検針日の前日の 2 4 時までとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

- (8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とする。

- (9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする

- (10) 力率

- ア 供給者は契約期間において、その 1 箇月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

- イ 力率は、その月の午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とする。

単位は%とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とする。）

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整額

燃料費調整額は、入札時に提出した燃料費調整額の算定方法（基準燃料価格、平均燃料価格等）に基づき算定する。

なお、契約期間中の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他の割引

その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府公立大学法人に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。

(14) アンシラリーサービス料金

発電設備系統連携サービス契約は、一般送配電事業者と需要者が直接締結し一般送配電事業者より需要者へ料金の請求を行うため、入札価格算定にあたってはアンシラリーサービス料金を対象外とする。

(15) 契約超過金

契約電力が 500kw 以上の需要場所については、京都府公立大学法人が、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、精算金の算定は、供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(16) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(17) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府公立大学法人は、原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(18) その他

ア 料金の請求は各需要場所ごとに分けて行うこととし、請求書の送付先は京都府公立大学法人が別途指定する。

イ 契約書、本仕様書及び質疑回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

以 上